

浜松市水防団応援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、水防団員の確保、地域防災力の向上及び地域の活性化を図ることを目的とし、浜松市内にあるサービス業などの店舗等（以下「事業所」という。）が浜松市水防団応援の店として浜松市水防団員（以下「団員」という。）及びその同伴者（事業所がサービスの提供を認めた者に限る。以下同じ。）に対して利用、物品購入時等に一定のサービスを提供し、団員を応援する事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(登録の申込み)

第2条 水防団応援の店に登録しようとする事業所は、浜松市水防団応援の店登録申込書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

(登録済証及び登録証の交付)

第3条 市長は、前条の規定による提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、水防団応援の店として登録し、浜松市水防団応援の店登録済証（様式第2号。以下「登録済証」という。）及び水防団応援の店登録証（様式第3号。以下「登録証」という。）を交付するものとする。

(登録証の表示)

第4条 水防団応援の店として登録された事業所（以下「登録事業所」という。）は、事業所内の見やすい場所に登録証を表示するものとする。

2 登録証の写しは、登録事業所のパンフレット、チラシ、ポスター、看板、ウェブサイト等に掲載することができる。

(水防団員カードの提示)

第5条 団員は、登録事業所からサービスの提供を受けようとするときは、浜松市水防団が発行する浜松市水防団員カードを提示しなければならない。

(登録事業所の名称等の公表)

第6条 市長は、登録事業所の名称等を浜松市ウェブサイト等により公表するものとする。

(登録の取消し)

第7条 市長は、登録事業所が事業を廃止したとき、偽りその他不正な手段により登録済証及び登録証の交付を受けたとき、又は登録事業所としての登録が適当でないと認めるときは、当該登録を取り消すことができる。

(登録内容の変更及びサービスの停止)

第8条 登録事業所は、登録の内容を変更し、又はサービスを停止しようとするときは、浜松市水防団応援の店変更・停止届(様式第4号)をあらかじめ市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による提出があったときは、速やかに、登録の内容を変更し、又は登録を抹消するものとする。

(登録済証及び登録証の破棄)

第9条 第7条の規定により登録を取り消され、又は前条第2項の規定により登録を抹消された事業所は、遅延なく、登録済証及び登録証の利用をやめ、これらを廃棄し、並びに「浜松市水防団応援の店」の名称の使用をやめなければならない。

附 則

1 この要綱は、令和2年10月1日から施行する。